

保護者 様

県立十日町高等学校長

## 出席停止について(通知)

お子さんの疾病は下記の欄に該当いたします。学校保健安全法により、他の生徒への感染を防ぐため及び十分な治療と休養のために出席停止となります。医師の許可があるまで登校できません。医師より登校の許可が出ましたら、下記の「登校許可証明書」を記入してもらい、登校時に担任に提出してください。なお、この期間は欠席扱いとはなりません。

## 【出席停止の基準(学校保健安全法による)】

第2種 感染症	① 百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	② 麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	③ 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	④ 風疹(三日はしか)	発しんが消失するまで
	⑤ 水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	⑥ 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	⑦ その他の感染症 流行性角結膜炎、感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症 他	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

## 登校許可証明書

年 組 番 氏名

下記の疾病について、感染症予防上支障がないので登校しても差し支えがありません。

## 1 疾病名

- (1)百日咳 (2)麻疹 (3)流行性耳下腺炎  
(4)風疹 (5)水痘 (6)咽頭結膜熱  
(7)その他 ( )

2 診断月日 月 日

3 出席停止期間 月 日から 月 日まで

令和 年 月 日

医療機関・医師名